

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例（平成26年滋賀県条例第 17 号）

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第14条第3項に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第24条に規定する調査に関する事項
- (2) 法第28条第1項に規定する調査に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

（臨時委員）

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、委員会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第10条 委員および臨時委員ならびに専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【参考】いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（抄）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3～6 略

（学校の設置者による措置）

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2・3 省略

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県いじめ調査委員会条例（平成26年滋賀県条例第17号。以下「条例」という。）第12条の規定により、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書、その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、委員長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(諮問、答申等)

第3条 教育長が委員会に対して行う諮問は、文書をもって行い、かつ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第23条第2項の調査に係る報告書および、法第28条第1項の規定による調査に係る報告書その他必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が教育長に対して行う答申は、文書をもって行うものとする。

(議事録の作成)

第4条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 調査の経過
- (5) 議決した事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成し、委員長が署名して確定するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について審議する場合は、会議を非公開とする。

- (1) 法第 24 条の規定による調査
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する調査

3 審議する事項が次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、委員長が委員会に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項（前項第 1 号および第 2 号に該当する場合を除く。）
- (2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあると認められる事項

4 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続は別に定めるものとする。

(議事録等の公開)

第 6 条 会議の議事録および配付資料（以下「議事録等」という。）は、原則として公開する。

2 次に掲げる事項について審議した会議の議事録については非公開とする。

- (1) 法第 24 条の規定による調査
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する調査

3 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合（前項第 1 号および第 2 号に該当する場合を除く。）にあつては、委員長が委員会に諮り、その全部または一部を非公開とすることができる。

4 前 2 項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

付 則

この要領は、平成 26 年 5 月 2 日から施行する。

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領（平成26年 月日 制定）第5条第4項の規定により、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の 会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他委員長が必要と 認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他委員長が 適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券 を示し、その指示に従わなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することがで きる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれの ある者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年5月2日から施行する。